別表六(三)の記載の仕方

1 この明細書は、法人が法第69条第2項、第3項若しくは第12項《外国税額の控除》の規定、同条第18項若しくは第19項(これらの規定を同条第23項及び第24項において準用する場合を含みます。)の規定若しくは法第144条の2第2項、第3項若しくは第8項《外国法人に係る外国税額の控除》の規定又は令和2年改正前の法(以下「令和2年旧法」といいます。)第81条の15第2項、第3項若しくは第8項《連結事業年度における外国税額の控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法 人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名 を「法人名」の括弧の中に記載してください。

- 2 「道府県民税3」は、地方税法施行令第9条の7第 6項本文(外国の法人税等の額の控除)の規定の適用 を受ける場合には「又は別表六(三)付表一「28の④」」 を消し、同項ただし書の規定の適用を受ける場合には 「((1)×1%) 又は」を消します。
- 3 「市町村民税4」は、地方税法施行令第48条の13第 7項本文《外国の法人税等の額の控除》(同令第57条 の2《法人の市町村民税に関する規定の都への準用 等》において準用する場合を含みます。)の規定の適 用を受ける場合には「又は別表六(三)付表一「28の ⑤」」を消し、同項ただし書(同令第57条の2におい て準用する場合を含みます。)の規定の適用を受ける 場合には「((1)×6%) 又は」を消します。
- 4 「前期繰越額又は当期発生額①」の記載は、次によります。
 - (1) その法人を合併法人等(合併法人、分割承継法人 又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。) とする適格合併等(適格合併、適格分割又は適格現 物出資をいいます。以下同じです。)が行われた場 合において法第69条第9項(法第144条の2第6項に

- おいて準用する場合を含みます。以下同じです。) 又は令和2年旧法第81条の15第5項の規定の適用が あるときのその法人のその適格合併等の日の属する 事業年度又は連結事業年度にあっては、別表六(三) 付表二「11」の金額を記載します。
- (2) その法人を分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。)とする適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じです。)が行われた場合において法第69条第11項(法第144条の2第7項において準用する場合を含みます。以下同じです。)又は令和2年旧法第81条の15第7項の規定の適用があるときのその法人のその適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、別表六(三)付表三「5」の金額を記載します。
- 5 「前期繰越額又は当期発生額④」の記載は、次によります。
 - (1) その法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において法第69条第9項又は令和2年旧法第81条の15第5項の規定の適用があるときのその法人のその適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、別表六(三)付表二「14」の金額を記載します。
 - (2) その法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において法第69条第11項又は令和2年旧法第81条の15第7項の規定の適用があるときのその法人のその適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、別表六(三)付表三「10」の金額を記載します。
- 6 「当期使用額⑤」の各欄の外書のうち「12」から「33」 までは減額された外国法人税額の充当額を、「当期分」 は翌期へ繰り越す未充当額を記載します。